# 大和高田市ｅスポーツ体験会開催運営業務委託提案仕様書

## １．適用

本仕様書は、大和高田市が受託者に委託して実施する大和高田市ｅスポーツ体験会開催運営業務委託について適用される主要な事項について定めるものであり、業務委託契約書に添付する仕様書は、受託候補者と協議の上、別途定めるものとする。

## ２．業務名

大和高田市ｅスポーツ体験会開催運営業務

## ３．本業務の目的

本業務は、ｅスポーツの認知度及び関心度が低い高齢者や障がい者に、ｅスポーツを体験してもらうことにより、様々な活用の可能性を周知することを目的としている。

また、市内の高齢者及び障がい者を対象とする事業所や施設等で体験会を開催することで、施設等運営事業者にも活用の可能性を周知するとともに、ｅスポーツを通じ、高齢者等の情報通信機器に対する苦手意識の軽減を図り、デジタルデバイドの解消への寄与も目的としている。

## ４．事業費（委託料）

３，０００，０００円（消費税等含む。）を上限とする。

## ５．委託期間

自　契約締結日

至　令和６年３月３１日（日）

## ６．業務の概要

高齢者、障がい者等を対象としたｅスポーツ体験会を希望する市内の高齢者施設、障がい者施設等で開催運営すること。また、体験会の開催運営に必要な各種の調整、機器の調達、準備、搬入等の業務及び、ｅスポーツによる健康増進効果に関するバイタルデータの測定を行うこと。

（１）開催期間

令和５年１１月から令和６年３月

詳細な日程については受託者及び希望・協力してくれる施設等と協議調整の上、決定する。

（２）体験会開催回数

７回とする。７回以上の開催が可能な場合は、１０回を上限に開催可能回数を提案すること。

ただし、開催会場である市内高齢者施設・障がい者施設等の希望数により、体験会の開催回数が提案回数に満たない場合は、協議により実開催回数に応じた事業費の減額があることに留意すること。

（３）会場

市内高齢者施設・障がい者施設等

**７．業務の内容**

（１）業務管理

ア　体制整備

（ア）本業務に精通した責任者を置くこと。

（イ）責任者の指揮下に業務スタッフを配置し、指揮命令系統を整備すること。

（ウ）連絡・調整の窓口となる担当者を定めること。

イ　スケジュール作成

体験会を開催する市内高齢者施設・障がい者施設等との協議調整後、速やかに業務スケジュールを作成すること。

（２）体験会の企画・設営・運営

ア　本業務の目的を踏まえた体験会とすること。

イ　使用するタイトルは高齢者等が簡単に操作できるコンテンツとすること。コンテンツのソフト、ライセンス及びゲーム会社への承諾は受託者にて準備、取得すること。

ウ　スマートフォンやタブレットを用いたコンテンツの提案も含むこと。ただし、スマートフォンやタブレットを用いたコンテンツのみの提案は認めないので、留意すること。

エ　体験会の開催時間は、１回３時間程度とすること。ただし、市内高齢者施設・障がい者施設等の希望により、開催時間の短縮等の柔軟な対応を行うこと。

オ　参加人数は、１体験会当たり１０人から１５人とすること。

カ　体験会に必要な機材を準備すること。

キ　参加費の徴収は行わないこと。

ク　参加者多数の場合は、市内高齢者施設・障がい者施設等との協議調整を行うこと。

ケ　市内高齢者施設・障がい者施設に事業内容を説明するための資料を作成すること。体験会の内容を具体的かつ分かりやすく説明したものとすること。

コ　体験会の受入れを検討している市内高齢者施設・障がい者施設からの問い合わせに対し、真摯に対応すること。

サ　体験会の実施にあたり、会場設営（椅子・机等のレイアウトの設置）・機器の設置・機器の接続設定（機器の使用確認・バージョンアップの対応等）・ネットワーク接続設定を毎回行うものとする。

シ　業務に必要なスタッフを配置し、高齢者等に必要な操作の説明や声がけを行い、ｅスポーツの実施・サポートを行うこと。

ス　体験会ごとにアンケートを実施し、体験会参加者の感想を収集すること。また、施設管理者にもアンケートを実施すること。

セ　アンケート結果を集計し、報告すること。

（３）ｅスポーツによる健康増進効果に関するバイタルデータの測定

ｅスポーツによる健康増進効果に関するバイタルデータを効果的に測定し、データとして示すこと。

（４）実施結果報告書の作成

予定していた体験会が全て終了した後に、各体験会の結果（参加者数、バイタルデータ等の実績）に加え、結果を分析した報告書を作成し、提出すること。

実施結果報告書は、各施設のものと体験会全体をまとめたものを作成すること。

## ８．成果品の帰属

本業務で得られた成果品は、原則として、大和高田市に帰属する。

## ９．業務上の留意事項

受託者は、業務履行にあたり、契約書に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守するものとする。

（１）基本事項

ア　業務の遂行に関しては、関係法令を遵守すること。

イ　大和高田市と十分な連携をとって事業を実施すること。

ウ　業務の遂行に必要となる経費は契約金額に含まれるものとし、大和高田市は契約金額以外の費用を負担しない。

エ　本業務において、仕様書に記載のない事項、又は疑義が生じた場合は、双方協議の上、大和高田市の指示に従うものとする。

（２）再委託

ア　業務の全部を第三者に再委託しないこと。業務の一部を第三者に再委託する場合は、あらかじめ大和高田市に届出を行い、承認を得ること。

イ　受託者は、業務の一部を第三者に再委託した場合、再委託先に対し、本仕様書に定める受託者の義務と同様の義務を負わせるとともに、大和高田市に対して、再委託先の全ての行為及びその結果に対して責任を負うものとする。

（３）成果品の使用等

ア　成果品の著作権は大和高田市に帰属するものとし、大和高田市が独自に加工、コピーし、ホームページの作成、製本及び印刷等を行い、公表できるものとする。受託者は大和高田市の承認を受けずに他に公表、貸与、使用してはならない。

イ　受託者は、第三者の著作物を使用する場合、大和高田市が成果品をいかに使用しても、第三者からの権利の主張がない状態で納品すること。

（４）守秘義務

受託者は、大和高田市から提供された情報（文書、電磁的記録その他情報の形態を問わず、その複製物及び提供された情報をもとに作成された資料を含む。）及び業務上知り得た秘密を、業務委託期間中はもとより、業務が完了した後においても、他に漏洩してはならない。

（５）資料の貸与

受託者は、業務の実施に必要な資料の借用を申し入れることができる。この場合、受託者は大和高田市に借用書を提出しなければならない。大和高田市が貸与した資料は、大和高田市の許可なく他に公表・貸与してはならない。業務の完了後、ただちに受託者は貸与された資料を返還しなければならない。

（６）個人情報の保護

受託者は、業務上知り得た事項については、その一切を第三者に漏らしてはならない。